十　発　行　日　平成二十七年六月二十五日
十一　発　行　価　格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額
$$1+\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り}-\text{募入利回り}\times\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{100}}{100}\right)\times\text{残存年数}$$
（別表のとおり）
十二　利　　率　（別表のとおり）
十三　経過利子の払込み　㈠　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。
各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365
㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。
十四　利　　子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。
各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2
（別表のとおり）
十五　償　還　期　限　額面金額百円につき百円
十六　償　還　金　額　銘柄毎の基準利回は、平成二十七年六月二十三日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十七年六月二十三日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。
十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り
十八　元利金支払場所　日本銀行
十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
二十　払込期日　平成二十七年六月二十五日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（十年）（第三百八回）	一・三％	平成三十二年六月二十日	百三十三億円
利付国庫債券（十年）（第三百九回）	一・一％	平成三十二年六月二十日	五百六十八億円
利付国庫債券（十年）（第三百十回）	一・〇％	平成三十二年九月二十日	千二百八十九億円
利付国庫債券（十年）（第三百十一回）	〇・八％	平成三十二年九月二十日	七百九十四億円
利付国庫債券（十年）（第三百十二回）	一・二％	平成三十二年十二月二十日	千八百十一億円
利付国庫債券（十年）（第三百十三回）	一・三％	平成三十三年三月二十日	二百十一億円
利付国庫債券（十年）（第三百十四回）	一・一％	平成三十三年三月二十日	一億円
利付国庫債券（十年）（第三百十五回）	一・二％	平成三十三年六月二十日	百十億円
利付国庫債券（十年）（第三百十六回）	一・一％	平成三十三年六月二十日	七十五億円

○財務省告示第二百三十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、平成二十七年六月八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年七月七日　　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（五年）（第百二十三回）
二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
五　発行額　額面金額で十二億四千六百三十万円
六　払込金額　十二億四千九百九十一万四千二百七十円
七　最低額面金額　五万円
八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
九　発行日　平成二十七年六月八日
十　発行価格　額面金額百円につき百円二十九銭
十一　利率　年〇・一パーセント
十二　経過利子の払込み　㈠　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。
$$\text{額面金額の総額}\times\frac{0.1}{100}\times\frac{80}{365}$$
㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。
十三　初期利子　平成二十七年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。
$$\text{額面金額}\times\frac{0.1}{100}\times\frac{1}{2}$$